

用語の解説

<自然環境-1~7表>

●総面積

国土交通省が、平成16年10月1日時点のわが国の市区町村別の面積値をとりまとめたもの。

ただし、一部境界未定となっている地域については国土地理院の参考値を使用。

市区町村別の面積値は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図に基づき、水涯線で区画された陸地(河川については、河口周辺の海岸線の自然な形状に従い、河口兩岸の先端を直線で結んだ線を陸海の境とし、河川及び湖沼の面積は陸地に含める。)のうち、市区町村の行政界と水涯線で囲まれる地域の面積を測定して求めています。

●評価総地積(課税対象土地)

地方税法第342条に基づき、固定資産税の課税客体とされた土地の面積の合計であり、同法第348条の規定によって非課税とされている土地(国・公有地、公用地、公共用地、保安林、墓地、境内地、学校用地等)の面積は含まれない。

●林野面積

森林面積と森林以外の草生地面積の合計。森林とは、木竹が集団的に生育している土地及び木竹の生育のために供される土地をいい、森林以外の草生地とは、森林以外で野草、かん木類が繁茂している土地をいい、牧草地、未墾地、自衛隊の演習用地なども草生していれば含まれるが、河川敷、けい畔、堤塘(ていとう)、道路敷、ゴルフ場などの施設用地は草生していても含まれない。

●人工林

植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林。

●保安林

森林の公益的機能の発揮を目的として、国が特定の制限(伐採の制限等)を課した森林をいう。

●可住地面積

北方地域及び竹島を除いた総面積から林野面積と主要湖沼を差し引いたもの。

●工業事業所敷地面積

事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

●自然公園

自然公園法の規定により、優れた自然の風景地を保護しその利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として指定された区域のことで、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

●国立公園

わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地で、環境省の指定を受けているもの。

●国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、環境省の指定を受けているもの。

●自然環境保全地域

自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域。

●平均気温

気温は℃単位で小数点第1位まで採り、1日24回の観測値から日平均気温を求め、それから年平均気温を算出している。

●平均相対湿度

相対湿度とは、蒸気圧と飽和蒸気圧との比を百分率(%)で表したものである。1日24回の観測値から日平均相対湿度を求め、これから年平均相対湿度を算出している。

●最高(最低)気温

1日の最高(最低)気温から各月平均の日最高(日最低)気温を求め、それらの月平均気温のうち年間を通じて最高(最低)となった月の気温。

●日照時間

回転式日照計による値であり、直射日光が地表を照射した時間の年間の合計である。

●快晴日数

日平均雲量が1.5未満(10分比)の日を快晴の日とし、その年間の日数である。

●不照日数

1日当たり太陽が地上を照らしていた時間が0.1時間未満の日を不照日といい、その年間の日数である。

●日照率

日照時間を可照時間(夜間等を除いた時間)で割ったものの。

●降水量

転倒ます型雨量計による観測値で年間の総雨量をmm単

位で示したものである。

●日最大降水量

一定期間(年、月)において、1日(0時~24時)の降水量が最も多かった日の降水量。

●降水日数

日降水量が1mm以上であった日の年間の日数である。

●降雪日数

量にかかわらず雪、しゅう雪、ふぶき、みぞれ、霧雪及び細氷のうち一つ以上の現象が観測された日の年間の日数である。

なお、雪あられ、氷あられ、凍雨、ひょうは含まれていない。

●最深積雪

観測地点において雪が、最も降り積もった量。

<人口・世帯—8~17表>

●人口総数

国勢調査でいう人口総数は、本邦(総理府令で定める歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び島根県隠岐郡五箇村にある竹島を除く。)内に住居を有するすべての者として、ただし、次に掲げる者は除かれる。

(1)外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族。

(2)外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

なお、国勢調査実施年以外の年については、国勢調査による人口を基礎とし、その後の出生児・死亡者数、入・出国者数などを加減し、毎年10月1日現在で公表される推計人口を使用している。

●人口集中地区

次の基準に該当する地域をいう。

(1)国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。

(2)市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上)が隣接していること。

(3)それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

なお、人口集中地区の中には、人口密度が1km²当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市的地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設などがある地域を含めているためである。

●年少人口

0歳から14歳までの人口。

●生産年齢人口

15歳から64歳までの人口。

●老年人口

65歳以上の人口。

●従属人口

年少人口と老年人口の和。

●高齢単身世帯

「65歳以上の者1人のみの世帯」をいう。

●出生数

1月から12月までの一年間に届け出のあった出生数。

●出生率

人口千人当たりの出生数。

●自然増加率

自然増加数(出生児数-死亡者数)を総人口で割ったもの。

●合計特殊出生率

その年における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に平均して何人の子供を産むかを示す目安となる仮定値。

●社会増加率

社会増加数(県(国)内転入者-県(国)外転出者)を総人口で割ったもの。

●移動率(転入・転出)

移動者数(転出入者数)を総人口で割ったものである。(都道府県の移動率)

移動者数(転出入者数)とは都道府県の境界を越えて住所を移した者の数をいい、同一都道府県内で住所の変更をした者及び日本の国籍を有しない者は含まない。このほか、従前の住所地が国外の者及び従前の住所が不明の者並びに国外へ転出した者も移動者数(転出入者数)に含めていない。

なお、各月及び各年の移動者数は、住民基本台帳法の規定に基づいて、当該期間内に転入届のあった者及び職権記載がなされた者の数であって、必ずしもその期間に実際に移動した者の数ではない。また、同一人が当該期間内に2回以上住所を移した場合は、その都度、移動者数に計上される。

(市町村の移動率)

移動者数(転出入者数)とは市町村の境界を越えて住所を移した者の数をいい、同一市町村内で住所の変更をした者は含まないが、日本の国籍を有しない者は含む。

●世帯総数

一般世帯と施設等の世帯を合わせた世帯である。

●一般世帯

(1)住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構成して住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めている。

- (2)間借り・下宿などの単身者。
- (3)会社などの独身寮の単身者。

●核家族世帯

一般世帯の親族世帯のうち、夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯をいう。

●婚姻件数・離婚件数

各年1月1日から12月31日までの間に、市区町村長に届け出のあった婚姻または離婚した日本人についての件数。ただし、調停、審判、判決による離婚は、翌年1月14日までに届け出されたもののうち、調査該当年1月1日から12月31日までの間に成立または確定があったもの。

●婚姻率

年間の婚姻件数を総人口で割ったもの。

●離婚率

年間の離婚件数を総人口で割ったもの。

●初婚年齢

生涯で初めて結婚した年齢をいう。

<経済基盤-18~29表>

●県(国)民所得

生産要素を提供した県(国)の居住者に帰属する所得として把握される。つまり、土地・労働・資本などに分配され、それぞれ地代・賃金・企業利潤などの所得を形成する。

●県(国)内総生産

1年間に県(国)内各経済部門の生産活動によって、新たに付加された価値の評価額を、①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者等の経済活動別に示したものである。

これは県(国)内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、生産額から中間投入額、すなわち物的経費を控除したものに当たる。

なお、県(国)内総生産＝県(国)内総支出である。

●県(国)内総支出

1年間に県(国)内各経済部門の生産活動によって、新たに付加された価値の評価額を支出の面で把握したもので、民間最終消費支出、一般政府最終消費支出、県(国)内総固定資本形成等で表章される。

●名目

物価変動が含まれている年々の時価を評価基準として表したものである。

●実質

一定の基準年次の物価を評価基準とし、物価変動の影響を除いた形で表したものである。

●農家世帯

調査日現在で経営耕地面積が10a以上、又は10a未満でも過去1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

●専業農家

世帯員の中に兼業従業者が1人もいない農家をいう。

●第1種兼業農家

世帯員の中に兼業従業者が1人以上いる農家で、農業を主とする農家をいう。

●販売農家

経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家をいう。

●農業粗生産額

農産物生産量に農家の庭先販売価格を乗じたものに、農産物加工収益を加えたもの。

●農家総所得

農業所得に農外所得を加え、さらに、年金・被贈等の収入を加えたもの。

●農業所得

農業粗収益(販売収入等)から農業経営費(購入支払額等)を引いたもの。

●耕地

農産物の栽培を目的とする土地で、けい畔(耕地の一部であり、主として耕地の維持・管理に必要な土地)を含み、田と畑からなる。

●林産物素材生産量

各需要部門別に木材加工段階に入荷した素材量から、外国産材を除いた量。

●林業粗生産額

各林産物の生産量に単価を乗じて推計した額。

●林家

保有山林面積が1ha以上の世帯。

●林家以外の林業事業者

保有山林面積が1ha以上ある会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人をいう。

●海面漁業

海面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

●漁業経営体

調査期日前1年間に、海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産

動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

●事業所

経済活動の場所の単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1)経済活動が単一の経営主体のもとにおいて、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2)財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に商店、工場、事業所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館などと呼ばれているものをいう。

●従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

●第1次産業

農業、林業及び水産業。

●第2次産業

鉱業、建設業及び製造業。

●第3次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されないもの)。

●製造品出荷額等

製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等の内国消費税額を含んだ額である。

●付加価値額

生産額から内国消費税額、原材料使用額等及び減価償却額を引いた額。

●小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1)個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業所
- (2)商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
- (3)製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- (4)ガソリンスタンド
- (5)主として無店舗販売を行う事業所

●卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1)小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2)工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなどの産業用使用者に業務用として商品を販売する事業所
- (3)製造業者が別の場所で営業している自社製品の販売事業所
- (4)他人又は他の事業所のために商品の販売の代理行為を行うもの、又は仲立人として商品の斡旋を行う事業所。

●年間販売額

1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税を含んだ金額。

●食料自給率

次の前提をもとにした試算である。

(1)消費面(分母)

分母である消費面については、各都道府県の食習慣、性別・年齢等の人口構成の違いなどを考慮せず、すべて同一と仮定しており、

①供給熱量ベースの場合

国民1人1日当たり供給熱量(2,562kcal(16年度))

②金額ベースの場合

食料の消費仕向額(15.3兆円(16年度))を各都道府県の人口のシェアで配分したもの

としている。

(2)生産面(分子)

分子である生産面については、

①供給熱量ベースの場合

国産熱量を各都道府県の品目ごとの生産量を基に配分し、それを当該都道府県の人口で除すという方法

②金額ベースの場合

食料の国内生産額(10.6兆円(16年度))を各都道府県の品目ごとの農業産出額の比率で配分するという方法により算出している。

●卸売段階での自県産米購入割合

各都道府県の卸売業者が自主流通法人及び当該都道府県の出荷団体から直接購入した14年産自主流通米(主食用うるち米)及び政府米のうち、当該都道府県産米の占める割合。

●エネルギー消費量

1年間に事業所が使用した燃料(原料用を含む)の総量。

<財 政—30~34表>

●普通建設事業費

投資的経費のひとつで、補助事業費、単独事業費、国直轄事業負担金、県営事業負担金、同級他団体施行事業負担金、受託事業費からなる。

●単独事業費

普通建設事業費のうち、国庫補助を受けないで地方公共団体が単独で行う事業の経費をいう。

●人件費

報酬、給料、職員手当、共済費、恩給及び退職年金等、一定の勤務に対する対価、報酬として当該地方公共団体から支払われる一切の経費をいう。

●貸付金

経済政策、社会政策その他各種の行政政策上の目的のため、国・地方公共団体・政府関係機関等から、地方公共団体・民間等に対して貸付ける経費をいう。

●補助費等

決算統計上の歳出の性質別分析項目の一つである。補助費等に含まれる事項は非常に多岐にわたっており、これに含まれる「節」を列記すると、報償費、役務費、委託料、負担金・補助及び交付金、補償・補填及び賠償金、償還金・利子及び割引料、寄付金、公課費である。

●公債費

地方公共団体が地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいう。

●物件費

主として、人件費に対して用いられるもので、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称である。

賃金(ただし、人件費に計上されるものを除く。)、旅費、交際費、需用費(ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く。)、役務費、備品購入費(ただし、1件100万円以上の機械器具等の購入費を除く。)、委託料(映画等製作委託料、交通量調査委託料等反対給付のあるもので補助金的性格でないもの)、報償費(買上金に限る。)、使用料及び賃借料並びに原材料費(ただし、事業費に計上されるものを除く。)であり、消費的経費に属する。

●扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費をいう。

●財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるが、数値が1.0に近いほど財政力が強いとされ、1.0を超える場合は普通交付税の不交付団体となる。

これは、基準財政収入額(基準財政需要額をまかなうために自主的に徴収される標準的な収入)を、基準財政需要額(客観的にみて地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または、施設を維持するために必要な経費)で割ったものの3か年平均。

●自主財源

地方税、分担金・負担金、使用料、手数料など地方公共団体の意思で、ある程度収入額を増減できる自前の財源をいう。しかし、自主財源といっても住民の負担が地方公共団体によって不均衡になることを避けるため、法令で税率や料額に最高限度を設けて一定の枠内での自律性しか認められていない。

したがって、地方公共団体が任意に収入を増減し得る余地は限られたものであることに注意を要する。

●地方交付税

都道府県や市町村の基本となる収入は税収入であるが、地方公共団体によって税源が著しく偏在している。

この地方公共団体間の税源の偏在を是正し、地方公共団体の行う行政が一定水準を確保できるように設けられたのが「地方交付税制度」である。

地方交付税の総額は、国税のうちの所得税、法人税及び酒税の32%の額である。国税3税の額は、当該年の国の予算額によって計算され、実際の決算額が予算額と違ってきた場合にはその差額は翌年度以降に精算されることになっている。このことから、地方交付税は、国庫支出金でなく、地方公共団体の共有財源であるといえる。

●経常収支比率

財政構造の弾力性を測定するため使われている指標であり、この比率が低いほど新たな財政需要に弾力的に対応できることになる。

●義務的経費

歳出のうちその支出が義務づけられており、任意に削減ができない硬直性の極めて強い経費であり、人件費、扶助費、公債費の合計額をいう。

●地方税

当該地域に居住する住民が拠出する租税であり、地方公共団体の経費を分任させるという点で、また、歳入の中で大きな比重を占めていることとともに、その団体の意思で自由に使えるという点においても地方公共団体の歳入の主たる位置を占めている。

これは、課税主体からみて道府県税と市町村税とに、また、使途目的からみて普通税と目的税とに分けられる。

●地方債

地方公共団体が、必要な財源を調達するために負う債務で、その履行が一会計年度をこえて行われるものであり、証書借入れ又は証券発行の形式をとるものをいう。

●行政投資額

原則として国民経済計算体系(93SNA)における公的総固定資本形成に係る事業主体が行った投資の総額をいう。

●投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅などの建設に要する経費で、性質別内訳は普通建設事業費、災害復旧事業費、

失業対策事業費からなる。

●災害復旧費

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象によって生じた災害によって被害を受けた施設などを原形に復旧することを目的とした事業に使われる経費である。

<学 校 教 育-35~41表>

●校地面積

建物敷地(校舎、屋内運動場、寄宿舎及び教職員住宅敷地をいう。)、屋外運動場及び実験実習地(実験実習に使用する耕地、牧場、演習林等)のすべての面積を合計したものである。借用分、校舎間の空地、花壇等もここに計上されている。

●大学等

大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部(正規の課程)及び放送大学(全科履修生)、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)及び盲学校・聾学校・養護学校高等部(専攻科)である。

●専修学校等

専修学校の専門課程、一般課程及び高等課程、各種学校(予備校等)である。

●教員補助員

「園長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師のいずれにも該当せず教育活動の補助に当たっている者」とされている。

●該当年齢

各年の10月1日現在の人口で、本書では次の区分のとおり使用している。

- ・保育所 0～5歳
- ・幼稚園 3～5歳
- ・小学校 6～11歳
- ・中学校 12～14歳
- ・高等学校 15～17歳

<社会教育・文化・スポーツ-42~49表>

●青少年教育施設

各種の研修、体育などを通じ心身共に健全な青少年の育成を目的として地方公共団体が設置する施設のうち、条例に基づいて設置され教育委員会が所管するもの。現在、少年自然の家、青年の家、児童文化センターなどがある。

●公民館諸集会

公民館が主催、共催するもので、講演会等で希望者がその都度任意に参加する学習形態の集会である。

●美術博物館

主として美術に関する資料を収集・保管・展示するものをいう。

●博物館学芸員

博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的な仕事をする者をいう。

●重要文化財

絵画、彫刻、工芸品、書跡、考古資料、歴史資料及び建造物等の有形文化財のうち、重要なものとして文部科学大臣の指定を受けたもの。

●国宝

重要文化財のうち、その制作が極めて優れているものや、学術的価値が高いもので、歴史・文化史上特に意義が深く、貴重なもの。

●史跡

歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの。

なお、貝塚、古墳、城跡等が該当する。

●名勝

すぐれた国土美として欠くことのできないものであって、自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術上価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの。

なお、溪流、砂丘、山岳等が該当する。

●天然記念物

動植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国(県)の自然を記念するもの。

●海外渡航者

1年間の出国日本人の総数である。

●一般旅券発行件数

旅券統計にいう一般旅券の発行数の総数をいう。

●書籍雑誌年間小売額

主として書籍及び雑誌を小売する事業所における1年間の販売実績で消費税を含んだ額。

●行動者

過去1年間に該当する種類の活動を行った者の数。

(1)スポーツ

余暇活動として行うスポーツをいい、学生が体育の授業で行うものや職業スポーツ選手が仕事として行うものは含まれない。

(2)インターネット

インターネットの利用は、仕事や授業などで利用した場

合も含む。また、パソコンのみでなく、携帯電話やPHSなどを使って利用した場合も含む。

(3)学習・研究

個人の自由時間の中で行う学習や研究をいい、社会人の職場研修や、児童・生徒・学生が学業(授業、予習、復習)として行うものは含まないが、クラブ活動や部活動は含む。

(4)趣味・娯楽

仕事、学業、家事などのように義務的に行う活動ではなく、個人の自由時間の中で行うものをいう。

(5)ボランティア活動

報酬を目的としないで、自力の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉のためにしている活動をいう。

(6)旅行・行楽

旅行は、1泊2日以上にわたって行うすべての旅行をいい、日帰りの旅行は含まない。行楽とは、日常生活圏を離れ、半日以上かけて行う日帰りのものをいい、夜行日帰りも含む。

<労働-50~58表>

●就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人のほか、休業者も含む。

なお、休業者とは、勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでも賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。

●雇用者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、役員でない人をいう。

なお、役員とは、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団(事業団)の総裁・理事・監事などの役員をいう。

●完全失業率

就業者(月末1週間に少しでも仕事をした者)と完全失業者(仕事がなく、仕事を探していた者で、仕事があればすぐに就ける者)からなる労働力人口に占める完全失業者の割合。

●第1次産業 「経済基盤」参照。

●第2次産業 「経済基盤」参照。

●第3次産業 「経済基盤」参照。

●有効求人倍率

月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったもの。

●充足数

自安定所の有効求人、安定所(求人連絡先の安定所を含む。)の紹介により求職者と結合した件数をいう。

●月間有効求人数

「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

なお、「前月から繰越された有効求人数」とは、前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数で、「新規求人数」とは、期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)をいう。

●月間有効求職者数

「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

なお、「前月から繰越された有効求職者数」とは、前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者数で、「新規求職申込件数」とは、期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。

●パートタイム

毎日就労する者については1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については1日の労働時間の長短を問わず1か月の労働時間が一般従業員より短い者をいう。

●有業者

ふだんの状態として、収入を得ることを目的とした仕事を持っており、調査期日以降も続けていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者をいう。

ただし、家族従業者は収入を得ていなくてもふだんの状態として仕事をしていれば有業者となる。

●実労働時間

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内労働者の抗内夫の休憩時間やいわゆる手持時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

●所定内労働時間数

事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数。

●所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。

●総実労働時間数

所定内労働時間と所定外労働時間の合計。

●きまって支給する給与

労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によ

ってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、超過労働給与等を含む。

●現金給与総額

所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。

●初任給

平成16年に採用し、6月30日現在で現実に雇用している新規学卒者(平成16年3月に学校教育法に基づく中学、高校、高専・短大又は大学を卒業した者)の所定内給与額から通勤手当を除いたものであり、かつ、平成16年6月30日現在で平成16年度の初任給額として確定したものである。

<家計-59~65表>

●実収入

一般に言われる税込み収入であり、世帯員全員の現金収入を合計したものである。

●勤労者世帯

世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事などの会社団体の役員である世帯は除く。

●家計消費支出

いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な物やサービスを購入して実際に支払った金額である。

●食料費

穀類、魚介類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、果物、油脂・調味料、菓子類、調理食品、飲料、酒類、外食が該当する。

●住居費

家賃地代、設備修繕・維持費(住宅の増改築費は含まない)が該当する。

●平均消費性向

可処分所得(実収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いたいわゆる手取り収入)に対する消費支出の割合をいう。一般に消費に対する心理的傾向を示しているといわれる。

●一般外食支出額

原則として、飲食店における飲食費。
なお、家計調査の外食費の中には一般外食費と学校給食費の項目がある。

●電灯使用量

一般家庭、街路灯等に供給する電力量。

●電力使用量

事業所、工場等に供給する電力量。

●貯蓄現在高

郵便局・銀行・その他の金融機関の預貯金、生命・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券(金融機関への貯蓄)と社内預金等の金融機関外への貯蓄の合計をいう。

●負債現在高

郵便局・銀行・生命保険会社・住宅金融公庫などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人(土地・建物関係に限る)からの借入金及び月賦・年賦の残高などの金融機関外からの借入金の合計をいう。

●消費者物価地域差指数

消費者世帯(農林漁業家世帯及び単身世帯を除く。)が購入する各種の商品価格とサービスの料金を総合した物価の地域間格差の水準を示すもので、全国及び東京都都区部を100とした指数で公表されている。

●消費者物価指数

全国の消費者世帯(農林漁業家世帯及び単身世帯を除く。)が購入する各種の商品とサービスの価格を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指標値で示したものである。

指定品目としては消費者世帯が購入する多数の商品及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計支出上重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに継続調査が可能であることなどの観点から選定した594品目に持家の帰属家賃4品目を加えた598品目である。

基準年次を100とした指数で毎月公表されている。

<居住環境-66~80表>

●持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合。

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。

また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

●公営の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

●公団・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市基盤整備公団又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない

場合。

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

●民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。

●給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

●間借り

他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合。

●住宅地平均価格

調査対象地域内の住宅地の基準地価格の合計を単純に平均したものである。

●商業地平均価格

調査対象地域内の商業地の基準地価格の合計を単純に平均したものである。

●新設住宅戸数

住宅の新築(旧敷地以外の敷地への移転を含む。)、増築又は改築によって新たに造られた住宅の戸数。

●上水道

計画給水人口が5,001人以上の水道をいう。計画給水人口とは、当該水道事業の目標年次(水道法第7条に規定する事業計画の最終年度)における給水人口をいう。

●給水人口

年度末現在において当該水道により居住に必要な給水を受けている人口をいう。

●簡易水道

計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道をいう。

●有収水量

料金徴収の基礎となった水量で、計量栓はメータにより計算した実使用水量を、また定額栓は使用人員、浴槽、水洗便所等の認定基準水量に人員および栓数を乗じて得た水量を記入。なお、メータより下流の給水管の漏水量は、普通の場合は有収水量に含めている。

●下水道

下水道とは、次に掲げるものをいう。

(1) 公共下水道

主として市街地における下水(汚水又は雨水)を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものである。これには、汚水と雨水を同一の管路で排除する合流式と、汚水と雨水を別々の管路で排除し、汚水のみを終末処理場で処理する分流式とがある。

(2) 流域下水道

もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二つ以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。

(3) 特定公共下水道

公共下水道の一種であり、工場等の排水が非常に多いため、下水道の建設費の一部を、工場等を設置する事業者負担させて事業を行うものをいう。

(4) 特定環境保全公共下水道

市街化区域外にある農村部の生活環境の改善、湖沼等の環境保全のための下水処理施設をいう。

●下水道事業実施率

下水道事業について各市町村が実施している割合を示したものであり、実施市町村数を総市町村数で割ったものの。

●し尿処理実施率

し尿処理人口を処理計画人口で割ったもの。

●し尿衛生処理

収集されたし尿の処理方法には、施設処理、下水道投入、海洋投入、農地還元といったものがあるが、このうち施設処理と下水道投入によるもの。

●リサイクル率

(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)÷(ごみ総処理量+集団回収量)

●中間処理後の再生利用量

資源ごみ、粗大ごみ等を処理した後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量。

●集団回収量

市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村に登録された住民団体によって回収された量

●1人1日当たりのごみ排出量

(計画収集量+直接搬入量+自家処理量)÷(計画収集人口+自家処理人口)÷365又は366

●道路改良

道路構造令(昭45.10.29政令第320号)の規格に適合するものである。ただし、昭和46年3月31日以前に改築された道路は、旧道路構造令(昭33.8.1政令第244号)の規格に適合するものを改良済とした。よって、昭和34年3月31日以前に改築された道路については、道路構造令細則案(内務省

土木局昭和10.6土木会議決定)の規格に適合するものを暫定的に改良済とした。

なお、都道府県道以上は車道幅5.5m以上のものである。

●指定自動車整備事業指定工場

自動車分解整備工場であって、優良な整備、技術及び管理組織を有するほか、一定の検査施設及び自動車検査員を有し、地方運輸局長が指定した工場をいう。

●理容・美容所

「理容師法」、「美容師法」により、訪れる人々の毛髪を洗髪、カットするサービス事業所。

●公衆浴場

温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設であって、入浴料金が公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制を受け、かつ当該施設の配置について都道府県の条例による規制の対象にされるものをいう。したがって、個室付浴場、ヘルスセンター及びサウナ風呂等は含まれていない。

●都市公園

国及び地方公共団体が設置する都市計画施設である公園や緑地あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や緑地である。

なお、次のように区分される。

街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地、都市緑地、都市林緑道、広場公園。

●都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。

具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

●街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置される。

●総合公園

休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的かつ有機的に配置するもの。

●運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置される。

●DSL

正式名称はDigital Subscriber Lineであり、日本語では「デジタル加入者線」と訳されている。

メタル線にDSLモデムなどの専用装置を設置することにより、高速データ伝送を可能とする技術。

●インターネット利用者

以下の条件を満たす個人(2歳以上)をいう。

- (1)家庭パソコンを利用して1カ月以内にインターネットにアクセス。
- (2)インターネットに接続できる携帯電話を所有していて、ウェブアクセス、メール(ショートメールを除く)に利用。
- (3)パソコン、携帯電話以外のデバイスでインターネットアクセスした人(情報携帯端末、インターネットテレビ、ウェブテレビ、ゲーム機、ウェブターミナル、Lモードなどインターネット接続可能な電話機・ファクシミリ、その他のデバイス)。

●携帯からのインターネット利用

インターネットに接続できる携帯電話から、インターネット、メール又はウェブアクセス利用目的での利用(ショートメールは除外)。

<社会保障-81~85表>

●被保護実人員(実世帯)

生活保護とは、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足分を給付する制度をいい、被保護実人員(実世帯)は、「現に保護を受けた人員(世帯)」と「保護停止中の人員(世帯)」とを合計したものである。

現に保護を受けた人員(世帯)は、保護給付を併給されていても1として数えられている。

●扶助

次の8種類があり、要保護者の必要に応じ、単給又は併給して受けることができる。

- (1)生活扶助
衣食、その他日常生活に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (2)教育扶助
義務教育を受けるに必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (3)住宅扶助
居住に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (4)医療扶助
治療を受けるに必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (5)介護扶助
介護に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (6)出産扶助
出産に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (7)生業扶助
生業、あるいは就労に必要な金銭(現物)の給付を行う。
- (8)葬祭扶助
葬祭のために必要な金銭(現物)の給付を行う。

●保護施設

生活保護法に基づき、保護を必要とする生活困窮者の

福祉対策として設置されているもので、次の5種類がある。

いずれも都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社に限って設置することができる。

(1)救護施設

身体上又は精神上著しい欠陥があるために、独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的としている。

(2)更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的としている。

(3)医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的としている。

(4)授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的としている。

(5)宿泊提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的としている。

●老人ホーム

老人福祉法に基づいて設置された老人福祉施設のうち次のものが該当する。

(1)養護老人ホーム

65歳以上の者で、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的としている。

(2)特別養護老人ホーム

65歳以上の者で、身体上若しくは精神上著しい障害があるため、常時介護が必要であるのに居宅では介護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的としている。

(3)軽費老人ホーム(A型、B型、介護利用型)

A型は無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供やその他日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。B型は自炊のできる程度の健康状態にあるものを、介護利用型は身体機能の低下等が認められ、又は、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で家族による援助を受けることが困難な者を入所させることを目的としている。

●居宅サービス従事者数

訪問介護従事者数と訪問入浴介護従事者数を合わせたもの。従事者数の常勤者の兼務、非常勤者については次の計算式により換算数を計算している。

換算数＝職員の1週間の勤務時間÷事業所が定めている1週間の勤務時間

●民生委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、都道府県知事又は指定都市及び中核市の市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱した者で任期は3年である。

民生委員の活動は、地域住民の福祉増進のための相談、指導など自主的活動や、福祉事務所等の関係行政機関への協力活動と広範囲に及んでいる。

なお、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事、市町村長の意見に基づいて定められる。

●身体障害者更生援護施設

身体障害者福祉法に基づく更正援護施設で、身体障害者のうち特別な医学的治療、生活訓練、職業訓練を必要とする者や、居宅のままでは自立の困難な重度身体障害者を入所又は通所させて、必要な援護措置を行うことを目的としている。

短期間に社会復帰できる者を対象に、機能回復、職業訓練を目的とした肢体不自由者更正施設等、職業訓練、自活の途を開く重度身体障害者更正援護施設、就職困難な身障者のための身体障害者福祉工場、入所させて治療養護を行う身体障害者療護施設などがある。また、この外に、利用施設として補装具製作施設、点字図書館、点字出版施設がある。

●知的障害者援護施設

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の保護と更正の援助を行うために設置されており、次の7種類がある。(平成7年以前は、知的障害者福祉工場は含まれていない。)

(1)知的障害者更正施設(入所・通所)

18歳以上の知的障害者を入所(通所)させて、これを保護するとともに、その更正に必要な指導及び訓練を行うことを目的としている。

(2)知的障害者授産施設(入所・通所)

18歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的としている。

(3)知的障害者通勤寮

就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間入所させて、対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な事項の指導を行うことにより入所者の社会適応能力を向上させ、知的障害者の円滑な社会復帰を図ることを目的としている。

(4)知的障害者福祉ホーム

就労している知的障害者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により、現に住居を求めている者に独立した生活を営むために利用させ、就労に必要な日常生活の安定を確保し、もってその社会参加の助長を図ることを目的としている。

(5)知的障害者福祉工場

作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる者を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進することを目的としている。

●身障者手帳

身体に障害のある者(本人が15歳未満の場合はその保護者)が都道府県知事の定める医師の診断書を添えて申

請し、これに基づき居住地の都道府県知事が審査し、交付するものである。

●児童福祉施設

児童福祉法に基づき設置されるもので、本書では、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設をいう。

<健康・医療－86～94表>

●平均余命

X歳に達した者が、その後生存できると期待される年数をX歳の平均余命という。この平均余命は、推計対象時期における年齢別死亡率を基礎として、この死亡秩序と出生数がいつも一定と仮定した人口集団を想定し、この集団におけるX歳以上の人口数(X歳に達した者の生存年数の総和に等しい)をX歳の生存数で除して推計される。

●平均寿命

0歳の平均余命のこと。

●悪性新生物

一般にガンと呼ばれている病気のこと。

●心疾患

心不全、急性心筋梗塞、高血圧性心疾患などが含まれる。

●脳血管疾患

脳出血、脳梗塞などが含まれる。

●基本健康診査

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、総コレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査、肝機能検査、腎機能検査があり、この他に医師の判断に基づき選択的に心電図検査、眼底検査、貧血検査、血糖検査なども実施される。

●診療費

被保険者の疾病又は負傷に対して療養取扱機関(病院・診療所・薬局)から直接に医療という現物をもって給付した療養の給付のうち、薬剤支給額を除いたもの。

●国民健康保険被保険者数

国民健康保険は、健康保健に適用されない一般国民を対象とし、その疾病、負傷、出産、死亡などに関して必要な保険給付を行うことを目的とする制度である。

保険者は、市町村(特別区を含む。)と事業運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って都道府県知事の認可を受けて設立する国民健康保険組合員であって、他の医療保険加入者や生活保護受給世帯を除くすべての

人が強制加入被保険者となる。ここでは、市町村が保険者のものについて取り上げている。

なお、昭和59年10月1日から退職者医療制度が創設されたことにより、国民健康保険の被保険者は、一般被保険者、退職被保険者等に区分されることになったが、昭和60年以降の数値は、両者を含んだ数値である。

●病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

●一般診療所、歯科診療所

医師又は歯科医師が管理し、主として医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させる施設を有するものをいう。

なお、医師又は歯科医師が往診のみによって診療に従事しているものや、沖縄県における介輔診療所及び歯科介輔診療所は診療所に含まれている。

●一般病院

病院とは、医師又は歯科医師が医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものであり、次のように分類される。

・一般病院・療養型病床群を有する病院…下記以外の病院

・精神病院…精神病床のみを有する病院

・結核療養所…結核病床のみを有する病院

●病床

医療法第27条に基づき使用許可を受けている病床をいい、次の4種類に分類される。

精神病床、感染症病床、結核病床、一般病床。

●医師

医師法に基づく医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者。

●歯科医師

歯科医師法に基づく歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者。

●薬剤師

薬剤師法に基づく薬剤師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者。

●看護師

保健師助産師看護師法に基づく看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、看護業務に現に従事している者。

●准看護師

保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けた者で、看護業務に現に

従事している者。

- 在院患者数
毎日24時現在、病院に在院中の患者の延数である。

<安 全-95~100表>

- 消防ポンプ自動車
消防本部・署、消防団所有の消防自動車で次のものが該当する。
 - ・普通消防ポンプ自動車
 - ・水槽付消防ポンプ自動車
 - ・はしご付消防ポンプ自動車
 - ・屈折はしご付消防自動車

- 動力ポンプ
消防本部・署、消防団所有の動力ポンプで次のものが該当する。
 - ・ポンプ付積載車
 - ・車両に積載していないもの
 - ・手引動力ポンプ

- 消防吏員
消防職員は、消防本部及び消防署に勤務する職員で、「消防吏員」と「その他の職員」から成っている。
消防吏員は、主として消防活動に従事することに伴い、消防法上特別な権限(火災予防の措置命令、消防警戒区域の設定等)を有している。
その他の職員とは、消防本部及び消防署で勤務する者のうち消防吏員以外の者をいう。

- 道路交通法違反(告知・送致)
道路交通法、道路運送車両法等の道路交通関係法令違反のうち、車両等の運転に関するものの反則事件告知件数と非反則事件送致件数等を合計したものであり、発生地別に計上されている。

- 刑法犯
「刑法」、「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火災びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律」に規定する罪をいう。
ただし、ここでいう刑法犯とは、刑法犯総数から交通事故に係る業務上(重)過失致死傷罪を除いたものである。

- 認知件数
犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数である。

- 検挙件数
刑法犯において警察で事件(解決事件を含む)を送致送付又は微罪処分をした数をいう。

- 検挙率
認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したものをいう。

- 自然災害
暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象により生じた被害。

- り災
自然災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなる事。

- 自主防災組織
防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う組織、いわば実働部隊としての役割を期待されているものである。

なお、自主防災組織とボランティアの差異は、自主防災組織がもつぱら自分たちの地域は自分たちで守ろうという自衛的な組織であるのに対し、ボランティアは、自分たちの地域に限らず他人に対して奉仕活動等を行うものであるところにある。

< 参 考 文 献 >

総務省統計局

『平成12・17年国勢調査』
『社会生活統計指標 2006』
『住民基本台帳人口移動報告年報平成16年』
『住民基本台帳人口要覧(平成17年3月31日現在)』
『平成16年事業所・企業統計調査』
『平成13年社会生活基本調査』
『家計調査年報 平成16年』
『日本標準産業分類』

農林水産省

『2000年世界農林業センサス』
『平成13年漁業動態統計年報』
『我が国の食料自給率－平成16年度食料自給率レポート・食料需給表』
『平成16年素材需給統計』

経済産業省

『平成15年工業統計表』
『平成16年商業統計表』
『平成13年石油等消費構造統計表』

資源エネルギー庁編

『ガス事業年報 平成14年』

国土交通省

『道路統計年報 2004』

厚生労働省

『労働市場年報 平成16年度』
『毎月勤労統計調査年報 平成16年』
『水道統計(施設・業務編)平成15年度』
『平成16年医療施設調査(動態報告)病院報告』
『平成14年度国民健康事業年報』

文部科学省

『平成14年度社会教育調査報告書』
『平成17年度学校基本調査』

総務省消防庁

『消防白書 平成17年度版』

法務省

『第44出国管理統計年報平成16年版』

環境省

『日本の廃棄物処理 平成14年度版』

鳥取県

『鳥取県条例』

鳥取県消防課

『平成16年版消防防災年報』

鳥取県教育委員会

『鳥取県文化財保護事務必携』

鳥取県警察本部

『平成16年犯罪統計書』

財団法人地方財務協会

『平成15年度公共施設状況調』

新自治用語辞典編纂会編

『新自治用語辞典』

ぎょうせい

都市計画用語研究会編著

『最新都市計画用語辞典』

ぎょうせい

消防行政研究会編

『災害対策基本法』

ぎょうせい

総務省統計局ホームページ

(<http://www.stat.go.jp/>)

総務省情報通信統計データベース

(<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/>)

とっとり統計ナビ

(<http://www.pref.tottori.jp/toukei/>)

< 注 意 >

本書の掲載している用語の解説は、原則として採用指標についての解説であり、一般的に使われている意味とは異なる場合があります。